

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(I-5-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I-5-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>健康局結核感染症課 健康局健康課 健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>結核感染症課長 日下 英司 健康課長 神ノ田 昌博 肝炎対策推進室長 山田 勝土</p>
<p>施策の概要</p>	<p>以下の3つの施策を、各根拠法に基づき推進することで、公衆衛生の向上及び増進を図ることとされている。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を行い、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ②伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図る。(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ③肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療の均てん化、肝炎研究の推進等の肝炎対策を総合的に推進する。(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 新興・再興感染症等の様々な感染症に対し、感染症対策の充実・強化が喫緊の課題となっている。 2 感染症の発生及びまん延の予防のため、予防接種の実施等の必要な措置を講ずることが必要である。 3 肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあるため、関係者全てが肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境作りに取り組むことが必要となっている。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>	
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>感染症の発生状況を把握するとともに、患者への医療提供体制の整備、感染症の発生予防措置の徹底を図る。</p>		<p>感染症の発生の予防・まん延の防止のためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制を整備し、感染症の発生予防措置を徹底して講じる必要があるため。</p>	
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>定期的予防接種の接種率を向上させ、また、高い接種率を維持する。</p>		<p>予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法に基づきに策定された、「予防接種に関する基本的な計画(平成26年3月28日 厚生労働省告示第121号)」において、定期的予防接種の接種率の向上を目標としているため。</p>	
	<p>目標3 (課題3)</p>	<p>肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる。</p>		<p>課題の解決のため、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することを通して、達成を図るものとしたため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
①	第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数(結核感染症課調べ)(アウトプット)	42	平成27年度	47	令和元年度	45	47	47	47	47	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。平成30年度に、全ての都道府県で第一種感染症指定医療機関の設置を達成したが、引き続き感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を維持する必要があることから、当該数値を測定指標とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou15/02-02.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou15/02-02.html</a> ) (参考)平成28年度実績:44、平成29年度実績:46
2	結核患者罹患率の推移(結核登録者情報調査年報集計結果による)(アウトカム)	17.7	平成23年度	10.0以下	令和2年度	12.6以下	11.7以下	10.8以下	10.0以下	10.0以下	結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約1.8万人の結核患者が発生しており、引き続きの対策が必要とされている。平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」の改定を行い、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までに人口10万人対罹患率10.0以下の低まん延国を目指すことを目標にしたことから、当該目標を測定指標とした。 (平成28年結核登録者情報調査年報集計結果 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095.html</a> ) (参考)平成28年度実績:13.9、平成29年度実績:13.3
3	人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量(アウトカム)	15.0	平成25年度	10.0以下	令和2年度	13.8以下	12.5以下	11.3以下	10.0以下	10.0以下	抗微生物薬が効かない薬剤耐性菌が増加しており、その要因の一つである抗菌薬の不適正使用を抑制する必要がある。平成28年に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」において、それを評価する成果指標として、2020年の人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量を2013年の水準の3分の2に減少させることを掲げていることから、当該目標を測定指標とした。 (参考)平成27年度実績:14.7、平成29年度実績:13.8

達成手段1	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号	
	平成29年度	平成30年度					
(1)	感染症指定医療機関運営費(平成11年度)	7.6億円(7.6億円)	7.6億円(7.4億円)	8.7億円	1.2	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助を行うことにより、感染症指定医療機関の医療提供体制の維持に寄与し、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	125
(2)	感染症対策特別促進事業費(昭和54年度)	3.5億円のうち2.6億円(2.6億円)	3.5億円のうち2.6億円(2.5億円)	3.7億円のうち2.6億円	2	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。	118

(3)	特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	2.4億円 (3.8億円)	19.6億円 (9.9億円)	12.4億円	—	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)に関する検査及び相談事業並びに、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)に関する検査及び相談事業を行い、それに対して補助を行っている。	119
(4)	保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	3.0億円 (2.9億円)	3.2億円 (3.0億円)	3.2億円	—	・保健所及び自治体から委託を受けた医療機関等において、無料・匿名でHIV検査及び相談事業を行う。 ・国民がHIV検査を受けやすいよう、本事業を活用して、各自治体が休日・夜間の検査、迅速検査を行うことのできる体制を整える。 ・職域での健康診断の機会を利用したHIV・性感染症の検査モデル事業を実施し、潜在的なHIV感染者等の早期発見に寄与する。	120
(5)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業を除く) (①②平成11年度、③昭和56年度)	6.2億円 (7.1億円)	7.1億円 (7.1億円)	12.2億円	2	①感染症予防事業費 都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること。 ②感染症患者入院医療費 都道府県等が負担した感染症患者(結核除く)の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと。 ③密入国検疫等事業費 密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること。 上記①～③の事業を適正に行える体制を整備することで、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	121
(6)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	7.6億円 (6.6億円)	7.6億円 (6.8億円)	9.2億円	2	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	122
(7)	結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	35.0億円 (30.3億円)	35.0億円 (29.0億円)	35.0億円	2	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、新たな結核の発生を予防し、及びそのまん延を防止することで、結核の罹患率の減少につながるものである。	126
(8)	新型インフルエンザ対策費 (平成20年度)	22.0億円 (12.8億円)	213.1億円 (163.5億円)	154.0億円	—	【医薬品等保管料】 ・国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬、プレパデミックワクチンの保管に関する経費。 【医薬品買上費】 ・最新の医学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、備蓄を進めている。 ・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパデミックワクチンの備蓄を進めている。 【医薬品製剤化等業務庁費】 ・パンデミック発生に備え、国が備蓄しているプレパデミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策等を講じる。 ・有効期限切れとなった抗インフルエンザウイルス薬、プレパデミックワクチンを廃棄するための経費。	128
(9)	結核研究所補助 (昭和14年度)	4.2億円 (4.2億円)	4.0億円 (4.0億円)	4.2億円	2	①結核研究所補助金:結核研究所の人員費、結核研究所運営事業費(光熱水料、施設管理の業務委託等)及び研究費(結核対策のための研究(基礎、臨床、疫学等)集・分析)等。 ②政府開発援助結核研究所補助金:国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、現地で活動する結核国際移動セミナー事業等。 これらを実施することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。	132
(10)	感染症予防対策費 (平成20年度)	63百万円 (59百万円)	93百万円 (91百万円)	55百万円	2	感染症予防に係る検討会、地方自治体職員等に対する研修や特定感染症予防指針に基づく予防対策等を検討する検討会等の実施、動物由来感染症対策として地方自治体の担当者を対象とした研修会や地域対策推進会議の実施、新型インフルエンザ対策として国民が適切な医療を受けることができる体制を整備するため、医療従事者に対する必要な情報の共有や医療従事者や検査機関などの関係機関の職員へ研修を実施するものであり、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	133
(11)	感染症危機管理費 (平成20年度)	13百万円 (13百万円)	13百万円 (9百万円)	12百万円	2	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	136
(12)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	64百万円 (59百万円)	76百万円 (62百万円)	71百万円	—	以下により、生物テロを含む人為的な感染症の発生及びまん延を防止する対策の強化を図る。 ・二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務 ・特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務 ・特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応 ・運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催	140
(13)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	12.9億円 (11.8億円)	3.2億円 (3.0億円)	3.2億円	2	・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・集団免疫の現況把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。	141
(14)	ワクチン対策事業 (昭和24年度)	5.9億円 (5.8億円)	5.46億円 (5.35億円)	8.0億円	—	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの開発・製造・安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、並びに新型インフルエンザの予防に資するワクチンの開発や備蓄に取り組む事業。	142
(15)	HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円 (2百万円)	2百万円	—	「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。	145

(16)	検疫業務に必要な経費 (平成11年度)	7.3億円 (7.1億円)	8.9億円 (8.6億円)	11.1億円	-	我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶等にて来航した者に対して診察、病原体の有無に関する検査などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の措置を講ずる。また、港湾・空港区域の衛生状態を把握するため港湾衛生調査を実施するとともに、必要な衛生措置を講ずる。	-
(17)	風しん排除対策推進費 (平成27年度)	5百万円 (5百万円)	5百万円 (5百万円)	5百万円	-	自治体に対する風しん対策の技術支援や予防の普及啓発、風しん発症地域における風しんの発生経路等の調査・分析を行うことで、風しん排除及び風しん予防接種の接種率向上につながるものである。平成28年度から当対策推進費と麻しん排除対策推進費を統合。	147
(18)	AMR対策推進費 (平成29年度)	3.9億円 (3.7億円)	3.9億円 (3.9億円)	3.9億円	3	平成28年4月5日にとりまとめられた「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議とりまとめ)」に基づき、薬剤耐性に関する各種施策を推進することにより、薬剤耐性感染症の発生・まん延を防止することを目的とする。	152

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤ 予防接種の接種率(麻しん) (健康課調べ) (アウトプット)	94.5%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html</a> ) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%
⑥ 予防接種の接種率(風しん) (健康課調べ) (アウトプット)	94.8%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、29年度以降の目標を95%以上とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html</a> ) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(19)	予防接種対策費 (昭和52年度)	48百万円 (30百万円)	70百万円 (30百万円)	70百万円	5.6	①予防接種事故発生調査費:予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。 ②予防接種センター機能推進事業費:予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。 ③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費:ポリオワクチンによる2次感染者(間接触感染者)の健康被害を救済するもの。 これらを実施することにより予防接種率の向上につながるものである。	123
(20)	予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)	11.7億円 (11億円)	11.8億円 (11億円)	11.7億円	-	予防接種法第15条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。	124
(21)	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭和52年度)	1.3億円 (1.4億円)	1.3億円 (1.3億円)	1.4億円	-	予防接種による健康被害者の保健福祉の向上を図るため、健康被害者及びその保護者に対して必要な保健福祉に関する相談指導、相談指導を行う者及び介護家族等を対象とした研修等を行う。また、より安全な予防接種の実施を図るため、予防接種に関する適切な情報を提供する等正しい知識の普及啓発を行う。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。	127
(22)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	7百万円 (7百万円)	7百万円 (7百万円)	7百万円	5.6	予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	134
(23)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	14百万円 (13百万円)	3百万円 (3百万円)	6百万円	5.6	自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を伝達することを目的とした研修を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	135
(24)	予防接種後副反応報告制度事業費 (平成6年度)	98百万円 (97百万円)	98百万円 (98百万円)	1億円	5.6	①予防接種副反応報告整理・調査事業費(平成25年度からの事業) 予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うとともに、個々の副反応の評価を実施することとしており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。 ②予防接種副反応報告システム導入・運用経費(平成25年度からの事業) 予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。 ③予防接種後副反応・健康状況調査事業費 予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関する健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図り、予防接種率の向上につながるものである。	137
(25)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	80百万円 (10百万円)	80百万円 (12百万円)	80百万円	-	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。	143
(26)	ワクチン価格調査事業 (平成29年度)	-	-	-	5.6	定期接種制度を安定的に持続させていくために、ワクチン価格の透明性を確保する必要があることから、その実態を調査するもの。	146
(27)	予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	-	33百万円 (33百万円)	65百万円	5.6	予防接種歴と疾患の関連性等を迅速に把握し、ワクチンの有効性や安全性の適切な評価につなげるため、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集の方策を調査する。	155
(28)	予防接種行政の評価のためのデータ収集経費 (平成30年度)	-	22百万円 (22百万円)	-	5.6	審議会における予防接種施策の議論に資するため、国民の予防接種に関する理解度、諸外国におけるワクチン施策の実態等の把握に必要な多様な調査を行う。	154
(29)	予防接種健康被害者実態調査費 (平成30年度)	-	7百万円 (6百万円)	-	-	予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族がおかれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査する。	153

達成目標3について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
⑦ 都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数(肝炎対策推進室調べ)(アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。 (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:35件、平成29年度実績:42件	
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。 (参考)平成27年度実績:34都府県、平成28年度実績:37都府県、平成29年度実績:39都府県	
8 肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)			39	集計中							
達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度								
(27)	肝炎患者等支援対策事業費(平成18年度)	4.7億円(3.2億円)	4.6億円(4.6億円)	4.6億円	7	都道府県等において肝炎患者等への支援がなされるよう事業(肝炎連携拠点病院への助成含む)が行われることにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。					129
(28)	肝炎治療特別促進事業費(平成20年度)	70億円(68.7億円)	83億円(83億円)	75億円	7	都道府県で行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重症化予防や二次感染予防が図られ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。					130
(29)	特定感染症検査等事業費(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業)(平成14年度)	20.6億円(11.8億円)	20.6億円(20.6億円)	20.8億円	7	保健所等で行う肝炎ウイルス検査事業、肝炎ウイルスに関する相談事業及び陽性者への受診勧奨(フォローアップ事業)に対して補助を行うことで、感染の早期発見及び重症化を防止を図り、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。					131
(30)	肝炎研究基盤整備事業(平成21年度)	29百万円(28百万円)	29百万円(28百万円)	29百万円	7	国立感染症研究所において、肝炎に関する研究の方向性の調整、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成を行うことで研究基盤の整備を図ることで、肝炎研究の進展がなされ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。					138
(31)	肝炎総合対策費(平成18年度)	2.3億円(2.2億円)	2.5億円(2.4億円)	2.7億円	7	肝炎に係る啓発(肝炎総合対策推進国民運動事業)及び肝炎情報センターへの支援等を通して国民や肝炎患者等へ情報提供等を図ることで、肝炎検査や治療の必要性が認識され自ら対応を行うことにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。					139
(32)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(平成30年度)	-	10億円(8.6億円)	14億円	7	肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成などに取り組むことで、肝がん・重度肝硬変の治療と研究が促進される。					156
(33)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金(平成23年度)	644億円(644億円)	594億円(594億円)	572億円	-	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。					144
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額		政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成29年度		
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	98,144,172	97,564,574	93,555,664					
			補正予算(b)	6,267,684	0						
			繰越し等(c)	0	0						
			合計(d=a+b+c)	104,411,856	97,564,574	93,555,664					
		執行額(千円、e)	96,099,518								
		執行率(%、e/d)	92.0%								
関連税制		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療等を行う公益社団法人等に対する法人税の非課税措置 等									
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-			-		-				